

工大祭 2020 参加団体規約

第一条（規約の適用）

本規約は、工大祭実行委員会が運営する工大祭 2020(工大祭準備日 10/9(金)、工大祭当日 10/10(土)～10/11(日)、工大祭片付日 10/12(月)) に参加申請する団体及び、第五条の定める参加団体及び第九条の定める構成員に関する諸関係について適用されるものとします。この規約に記載のない事項については別途資料に記載されているものに準ずることとします。

第二条（本規約の範囲）

1. 第四条の定める工大祭実行委員会が参加団体に対して発する通知は、本規約に準ずるものとします。
2. 工大祭実行委員会が、本規約の他に別途配布する資料及びその説明（以下、「資料等」とします）も本規約に準ずるものとします。
3. 本規約の定めた内容と資料等の定めた内容が異なる場合は、工大祭実行委員会の判断により優先される内容が適用されるものとします。

第三条（本規約の変更）

1. 工大祭実行委員会は、本規約を変更する場合があります。この場合、第五条の定める参加団体は変更後の参加団体規約に従うものとします。ただし、第十六条の内容の変更については、工大祭実行委員会及び原案者の合意の下で行うものとします。
2. 変更後の参加団体規約は、第四条の定める方法で通知します。

第四条（工大祭実行委員会からの通知）

1. 工大祭実行委員会は、資料等で掲載、立て看板による掲示、メールによる連絡、工大祭 2020 公式サイト、工大祭参加団体向けサイト上や工大祭実行委員会が用いる公式 Twitter(東工大学園祭 工大祭公式アカウント (@tokyotechfest)、工大祭参加団体向けアカウント (@koudaisai_info))での連絡、電話を含む口頭での連絡、そのほか工大祭実行委員会が適当と判断する方法で、第五条の定める参加団体に対し随時必要な事項を通知します。
2. 工大祭実行委員会からの通知は、前項の方法で当該通知を行った時点から効力を発するものとします。

第五条（参加団体）

1. 参加団体とは、第六条の定める方法で参加申請を行い、第七条の定める企画区分に従い工大祭 2020 に参加することを工大祭実行委員会によって承認された団体をいいます。
2. 以下の工大祭実行委員会が予定する企画に参加を希望する場合は、当該企画の定める手続きを経る必要があります。また、以下の各企画は本規約に優越します。当該企画の規約または、規約に準ずるものに従ってください。
 - (a) フリーマーケット
 - (b) 研究室公開企画
 - (c) 工大祭実行委員会が予定するそのほかの企画
3. 参加団体名は工大祭実行委員会が認めた場合を除き、参加申請後に参加団体名の変更はできないものとします。

第六条（参加申請）

1. 東京工業大学の学生または教職員を計三名以上含む団体にのみ、参加申請資格があるものとします。

2. 前項の参加申請資格をもつ団体は工大祭実行委員会の配布する各企画区分の工大祭 2020 におけるに従って参加申請を行うことができます。
3. 工大祭実行委員会は、団体からの参加申請を受け付ける期間を別途定めるものとします。
4. 工大祭実行委員会は、前項で定めた期間中に団体が工大祭 2020 への参加申請を行った場合、必要な手続き等を経た後に当該団体を参加団体として承認します。ただし、参加申請を行った団体数が工大祭実行委員会の予定した数の上限を超えた場合、抽選等を行い団体数の調整を行う場合があります。
5. 工大祭実行委員会は、第三項で定めた期間外における参加申請を原則として認めないものとします。
6. 団体は、参加申請を行う際に、第八条の定める責任者を工大祭実行委員会が別途定める方法で工大祭実行委員会に届け出るものとします。
7. 一団体から複数の参加申請があった場合、工大祭実行委員会の判断で申請を取り消す場合があります。申請を取り消した場合、第四条に定めた方法で通知します。

第七条（企画区分）

1. 企画区分を以下のように定義します。
 - (a) 「共催企画」とは、学内の団体が主催する企画であり、かつ著名人や東京工業大学に関わりがない人物及び団体を企画の主体とする企画とします。
 - (b) 「模擬店企画」とは、東京工業大学及び工大祭実行委員会の許可の下、工大祭実行委員会が定める区画内で模擬店を設置し、商品の販売等を行う企画とします。
 - (c) 「講義室企画」とは、東京工業大学及び工大祭実行委員会の許可の下、工大祭実行委員会が定める講義室内で展示等を行う企画とします。
 - (d) 「野外ステージ企画」とは、工大祭 2020 で工大祭実行委員会が設置する野外ステージを使用する、共催企画ではない企画とします。
 - (e) 「その他企画」とは、「模擬店企画」・「講義室企画」・「野外ステージ企画」の企画実施場所以外で行う、共催企画ではない企画とします。
2. 各企画は参加団体として承認された際に工大祭実行委員会が通知する、東京工業大学及び工大祭実行委員会が認めた企画実施場所でのみ行うものとします。

第八条（責任者）

1. 責任者とは第一責任者、第二責任者、第三責任者のことをいいます。
2. 第一責任者とは、参加申請する団体または参加団体の最高責任者のことをいいます。
3. 第二責任者、第三責任者とは、参加申請する団体または参加団体の副責任者のことをいいます。
4. 参加申請を行う団体は、第一責任者、第二責任者、第三責任者を各一名選出する必要があります。責任者になることができる者は以下のすべてに該当する者である必要があります。
 - (a) 東京工業大学の学生または教職員である者
 - (b) 団体のすべての活動に責任を負える者
 - (c) 工大祭実行委員会に属さない者
 - (d) 参加申請をしている他団体の責任者でない者

- (e) 工大祭実行委員会からの通知を工大祭実行委員会に代わって団体のすべての構成員に通知する義務を負える者
 - (f) 工大祭実行委員会に連絡先を伝える義務を負える者
 - (g) 各種申請、書類の提出を工大祭実行委員会が別途定める期間に行う義務を負える者
 - (h) 携帯電話を持っており、長期休暇期間を含め恒常的に連絡を取り合う義務を負える者
5. 参加団体への登録手続き、及び第十二条の定める参加団体総会には、原則第一責任者が出席するものとします。
 6. 学生支援課の開催する講習会等、工大祭実行委員会が第一責任者、第二責任者、第三責任者へ出席の要求をする場合には、第四条の定める方法により参加団体へ通知し、原則第一責任者、第二責任者、第三責任者の三名が出席するものとします。
 7. 工大祭実行委員会が認めた場合を除き、参加申請後に責任者の変更はできないものとします。
 8. 前項において、工大祭実行委員会が認めた場合において、責任者を変更する場合、その変更方法は工大祭実行委員会が適宜指定します。

第九条（構成員）

1. 構成員とは、団体の責任者と下記のいずれかに該当する者をいいます。
 - (a) 参加団体の責任者が参加団体に所属していると認める者
 - (b) 工大祭実行委員会が当該参加団体に所属していると認める者
2. 工大祭実行委員会は、団体が工大祭実行委員会に参加団体への参加申請をした時点で、当該団体に所属するすべての構成員が本規約の内容を承諾しているものとみなします。

第十条（参加団体登録）

1. 参加申請を行った団体は、参加団体登録の完了をもって、工大祭実行委員会によって参加団体として承認されたものとします。登録後は、登録時に発行される参加団体認定証により、その団体は参加団体として承認されたことが保証されます。
2. 参加団体登録は、工大祭実行委員会が企画区分ごとに別途定めた方法によるものとします。
3. 本規約に違反する恐れがあると工大祭実行委員会が判断した団体は登録することができません。
4. 参加団体は、登録した企画内容、及び企画実施場所を工大祭実行委員会の承認を得ることなく変更することはできません。

第十一条（参加申込金）

1. 第十条の定める参加団体登録の際に、参加団体は工大祭実行委員会に参加申込金を支払うものとします。
2. 参加申込金は、参加金と参加保証金からなるものとし、参加金及び参加保証金の額は、工大祭実行委員会が別途定めるものとします。
3. 参加金は、工大祭の運営費として使用します。参加団体へ返却されません。やむを得ない事情により工大祭が開催されなかった場合も返却されません。
4. 参加保証金は、工大祭実行委員会が別途定める期間に参加団体へ返却されます。ただし、以下のいずれかに該当する参加団体へは全部もしくは一部返却されません。

- (a) 参加団体の都合により、企画を中止した参加団体
- (b) 工大祭実行委員会の承認を得ることなく企画実施場所を変更した参加団体
- (c) 申請書類と異なる企画を実施していると工大祭実行委員会が判断した参加団体
- (d) 来場者に迷惑となる行動があったと工大祭実行委員会が判断した参加団体
- (e) 飲食物の取り扱いに不備があったと工大祭実行委員会が判断した参加団体
- (f) 第十四条の定める義務を果たさなかったと工大祭実行委員会が判断した参加団体
- (g) 第十五条の定める禁止事項に抵触したと工大祭実行委員会が判断した参加団体
- (h) 第十六条の定めるテックちゃんの利用規約を満たしていないと工大祭実行委員会が判断した参加団体
- (i) そのほか、参加保証金を返却しないと工大祭実行委員会が判断した参加団体

第十二条（参加団体総会）

1. 参加団体総会とは、工大祭実行委員会が開催する工大祭2020に関する事項についての参加団体による承認、及び主要な事項の通知を行う総会のことをいいます。
2. 参加団体総会には、野外ステージ企画を除き、原則第一責任者が出席するものとします。野外ステージ企画については参加団体総会への出席の義務はありません。
3. 工大祭実行委員会は、参加団体総会が開催される日時及び開催場所を第四条の定める方法で通知するものとします。

第十三条（書類の提出）

1. 各種必要書類の提出は、工大祭実行委員会が別途定めた方法により行うものとします。
2. 参加団体は、工大祭実行委員会に提出した書類や送信したメールの内容に対して工大祭実行委員会の許可なく変更することはできません。

第十四条（義務）

参加団体及びその構成員は以下のすべての義務を負うこととします。

1. 各種申請及び書類の提出を期日までに行うこと
2. 企画実施場所内にて火気を使用する場合、企画実施場所に工大祭実行委員会が指定した消火器具を設置すること
3. 企画実施中、責任者のいずれか一名は、必ず企画実施場所にいること
4. 登録内容に変更がある場合、速やかにその旨を工大祭実行委員会に届け出て承認を得ること
5. 企画実施の際、著名人や東京工業大学に関わりのない外部の人物及び団体を招く場合、企画申請の際にその旨を工大祭実行委員会に届け出て承認を得ること
6. 企画の準備及び実施の際に、企業等とスポンサー契約を結ぶ場合、その旨を工大祭実行委員会に届け出て承認を得ること
7. 他参加団体の情報などの工大祭実行委員会が保有する情報を得ることを望む場合、また工大祭実行委員会の製作物の二次利用を望む場合、その旨を工大祭実行委員会に届け出て承認を得ること（テックちゃんの利用に関しては第十六条に準じ、テーマロゴの利用に関し

ては「工大祭 2020 テーマロゴ使用ガイドライン」に準ずる)

8. 情報の公開範囲や公開期間について工大祭実行委員会が別途定めた場合にはそれに従うこと
9. 工大祭実行委員会が承認した企画に関する登録内容を遵守すること
10. 工大祭実行委員会のドメインである@koudaisai.jp を工大祭実行委員会に届け出たメールアドレス(～@●.titech.ac.jp)で受信可能にすること
11. 他の参加団体及び来場者とのトラブル等に際しては、ただちに工大祭実行委員会に連絡し、解決に際して工大祭実行委員会に協力すること
12. 工大祭片付日までに企画実施場所を原状復帰させること
13. 工大祭期間中(工大祭当日の他、片付日と準備日を含む)に発生した廃棄物等については、工大祭実行委員会が指定する方法によって適切に処理すること
14. 工大祭期間中に工大祭実行委員会が行う掃除等の補助をすること
15. 工大祭期間中に大学構内に車両を入退構させる場合、工大祭実行委員会が別途定める申請を申請期間中にすること
16. 工大祭実行委員会を通して借用した物品(以下、「借用物品」)及び別途資料に準ずる参加団体のレンタル業者からの物品レンタルについてレンタル業者から借用した物品(以下、「レンタル物品」)、東京工業大学の建築物及び備品を紛失あるいは破損した場合、必要に応じて参加保証金とは別に損害を賠償すること
17. 工大祭実行委員会及び東京工業大学の指示に従うこと

第十五条 (禁止事項)

1. 参加団体及びその構成員は以下の事項に従うものとします。
 - (a) 講義室内で火気を使用しないこと
 - (b) 工大祭実行委員会が配布する別途資料において工大祭実行委員会が認めない火気の使用をしないこと
 - (c) 工大祭実行委員会に許可されていない場所を使用しないこと
 - (d) 参加申請後、その申請を取り下げないこと
 - (e) 工大祭実行委員会に虚偽の報告をしないこと
 - (f) 東京工業大学及び他団体や来場者にとって不愉快な、あるいは迷惑な行為をしないこと
 - (g) 工大祭終了後、許可なく構内に居続けないこと
 - (h) 借用物品、レンタル物品、建造物、備品等を破損しないこと
 - (i) 公序良俗に反する行為をしないこと
 - (j) 特定の政治、宗教活動を宣伝するための活動を行わないこと
 - (k) 工大祭実行委員会の承認なしに商品の販売を行わないこと
- (l) そのほか東京工業大学が禁止する行為をしないこと
2. 参加団体は参加申請後、企画実施場所の使用権をあらゆる団体、個人へ譲渡、売買する等の行為は禁止となります。
3. 参加団体は参加申請後、工大祭実行委員会が認める場合を除き、企画実施場所の変更は禁止となります。

4. 参加団体は、工大祭実行委員会及び東京工業大学が、実施する企画に不適切と判断した企業等とスポンサー契約を結ぶことは禁止となります。
5. 工大祭開場時間中(工大祭当日 10:00～18:00)の、大学構内における団体の構成員による飲酒行為は禁止となります。
6. 構成員以外が企画の実施・運営をすることは禁止となります。
7. そのほか、工大祭実行委員会及び東京工業大学が不適切と判断する行為は禁止となります。

第十六条 (マスコットキャラクターの利用)

1. マスコットキャラクターとは、「テックちゃん」のことをいいます。
2. 第十六条は、2013 年度までに工大祭実行委員会によるマスコットキャラクターの不適切な利用が一部であったことを反省とし、工大祭マスコットキャラクターの各種利用に対してある程度の基準を与え、利用者がなるべく疑問なくマスコットキャラクターを利用できるようにすることを第一の目的とし、同時に本項の内容がマスコットキャラクター利用のガイドラインとして機能することを第二の目的としています。
3. 用語の定義やテックちゃんの利用についての全体的な内容については「マスコット利用規約 (<https://mascot.koudaisai.jp/#agreement>)」に準じ、本規約においては特に、工大祭 2020 における参加団体によるマスコットキャラクターの利用について定めるものとします。
4. テックちゃんの利用について、以下の通り定めます。
 - (a) 「テックちゃん」の著作権は工大祭実行委員会、及び原案者であるヒダに帰属します。テックちゃんを利用した二次利用作品を作る場合、作品のどこかに著作権情報を明記するか、または著作権情報を記載した媒体を同梱するようにしてください。
 - (b) テックちゃんの二次創作作品の制作者または制作団体自身による公開、頒布及び実演は、有償、無償問わず、また作品の形態に依らず、原則自由に行えます。工大祭実行委員会、及び原案者への連絡は任意です。
 - (c) 非商用として利用する場合と工大祭内の企画の宣伝を目的とする場合に限り、二次利用作品の公開、頒布、及び実演が、原則自由に行えます。工大祭実行委員会、及び原案者への連絡は任意です。(商用の二次利用については (g) 工大祭内の企画の宣伝を目的とする場合、企画内容が金銭のやりとりを有するものであっても、二次利用作品の公開、頒布、及び実演に対して特に制限することはありません。
 - (d) 以下の条件に当てはまる二次利用作品、及び二次創作作品の、公開、頒布、及び実演はできません。
 - i. テックちゃんや工大祭のイメージを損なう可能性がある場合
 - ii. 作品の公開、実演、及び頒布自体が公序良俗に反する場合
 - (e) (d) で禁止されていない二次利用作品、及び二次創作作品であっても、工大祭実行委員会、または原案者が不適切と判断した作品については、その判断理由と共に公開、頒布、及び実演の停止を命じる可能性があります。利用できるかどうかの判断に不安

がある場合は事前に工大祭実行委員会のマスコットキャラクター専用窓口までお問い合わせください。

- (f) 工大祭内の企画でのテックちゃんの利用についてのみ、以下のような表現を含む作品の公開、頒布、及び実演はできません。もし発見した場合は工大祭実行委員会が予告なくその作品の公開、頒布、及び実演の中止を求める場合があります。あらかじめご了承ください。
 - i. テックちゃんや工大祭のイメージを損なう可能性がある表現
 - ii. 未成年者を含む不特定多数の人が閲覧・入手することによって、公序良俗に反すると考えられる表現
- (g) 以上の規約を満たして、連絡が必要ない範囲の利用であっても、以下に該当する場合は、利用の前に工大祭実行委員会のマスコットキャラクター専用窓口までご連絡ください。
 - i. 有償での作品頒布が大規模に渡って行われる場合（企業以外の個人、及び団体も含む）
- (h) 以下の場合、事前に工大祭実行委員会のマスコットキャラクター専用窓口までご相談ください。
 - i. テックちゃんの一次創作作品を利用した二次利用作品を商用利用したい場合
 - ii. テックちゃんの二次創作作品を利用した二次利用作品を商用利用したい場合。ただし、その利用した二次創作作品の制作者に事前に許可を得ているものとします。
 - iii. テックちゃんの二次利用作品、または二次創作作品を「公認作品」として公開、頒布、及び実演したい場合

第十七条（参加資格の剥奪）

参加団体が本規約及び工大祭実行委員会が別途定める事項に従わない場合、工大祭実行委員会はその参加団体の参加資格を剥奪することができるものとします。また、違反の程度によっては来年度以降の参加資格も剥奪する場合があります。

第十八条（免責）

工大祭実行委員会は、本規約及び工大祭実行委員会が別途定める事項に従わないことで参加団体が引き起こした事故、損害等に対しては、その一切の責任を負わないものとします。

附則

本規約は2020年4月1日から効力を発するものとし、2021年3月1日まで有効とします。